

主な指摘事項【短期入所生活介護】

区分	項目	内容	件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	<p>重要事項説明書及び契約書について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後について修正・追記を行った重要事項説明書にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正・追記があることを説明し同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金の記載について、利用者負担額の2割及び3割の負担額を記載すること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合(償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・苦情に対する相談窓口について、保険者についても記載すること。 <p>契約書について、契約日の記載がない契約書が散見されたため、入所申込に関する書類については、申込日等を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度報酬改定の内容について、文書の送付のみとしているため、改定の内容について利用者又はその家族から同意を得ること。 	2件
運営	サービス提供の記録	<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護福祉サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録すること。 	1件
運営	短期入所生活介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護の利用者について、短期入所生活介護計画を作成していない利用者が複数見られたため、サービスを継続的に利用する利用者について居宅サービス計画に沿った短期入所生活介護すること。 	1件
運営	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の負担額について、3割も記載すること。 ・通常の送迎の実施地域について、実際の地域と齟齬があるため、実際の送迎地域を記載すること。 	1件
運営	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間について、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していない日が書類上散見された。実態としては、配置していることが認められるものの、適切な介護サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制をしっかりと整備すること。 	1件
介護給付費の算定及び取扱い	個別機能訓練加算	<ul style="list-style-type: none"> ・個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等をおこなうとされている。しかしながら、個別機能訓練計画書において、多職種共同で作成したことのわかる記載がなかったため、計画書の特記事項欄に、計画作成に関わった者の職種及び氏名を記載すること。 ・個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者)は、利用者ごとに保管され、常に個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすることとされている。しかしながら、記録には実施時間の記載がなく、また氏名欄に記載があるが担当者のものか判別できなかった。実施時間については例えば10:00～10:20という形で記載し、氏名欄は担当者氏名欄に改めること。また、記録はユニットごとに利用者全員分を保存しているが、利用者ごとに保存するよう改めること。 	1件
介護給付費の算定及び取扱い	看護体制加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・併設事業所における看護体制加算Ⅰの算定にあたっては、本体施設における看護職員の配置とは別に常勤の看護師を1名以上配置することが必要であるが、実態としては配置していることが認められるものの、雇用契約書又は辞令書等でその勤務体制が明確にされていなかった。については本体施設及び指定短期入所生活介護事業所における看護職員の配置及び勤務体制を明確にしておくこと。 	1件

計8件